

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（同法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（同法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（同法第60条等）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

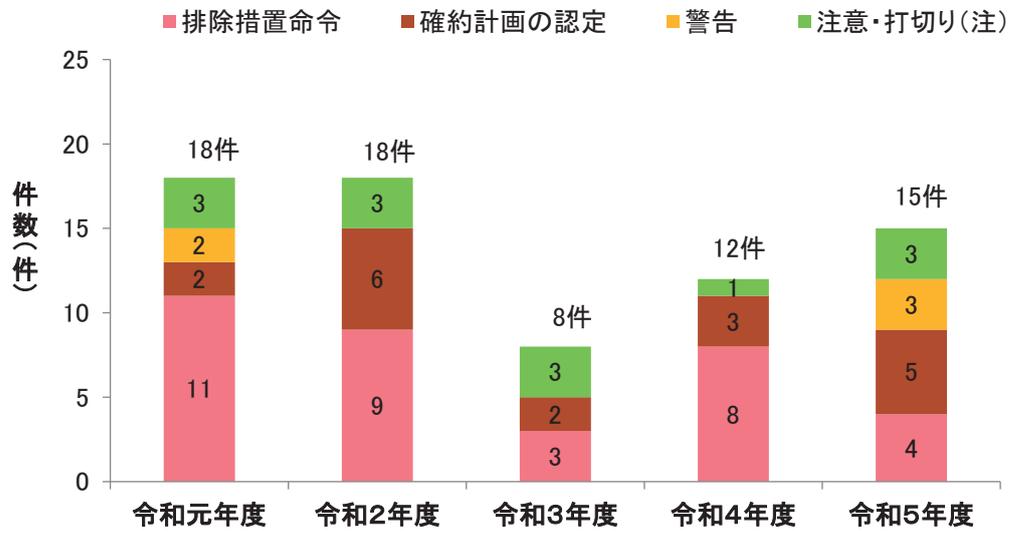
さらに、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和5年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1-2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの17件及び年度内に新規に着手したものの135件の合計152件であり、このうち年度内に処理した件数は131件であった。131件の内訳は、排除措置命令が4件、確約計画の認定が5件、警告が3件、注意が94件、審査を打ち切ったものが25件となっている（第1-1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



類型 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排除措置命令	11	9	3	8	4
確約計画の認定	2	6	2	3	5
警告	2	0	0	0	3
注意・打切り(注)	3	3	3	1	3
合計	18	18	8	12	15

(注) 事案の概要を公表したものに限る。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注）を行ったものを除く。）

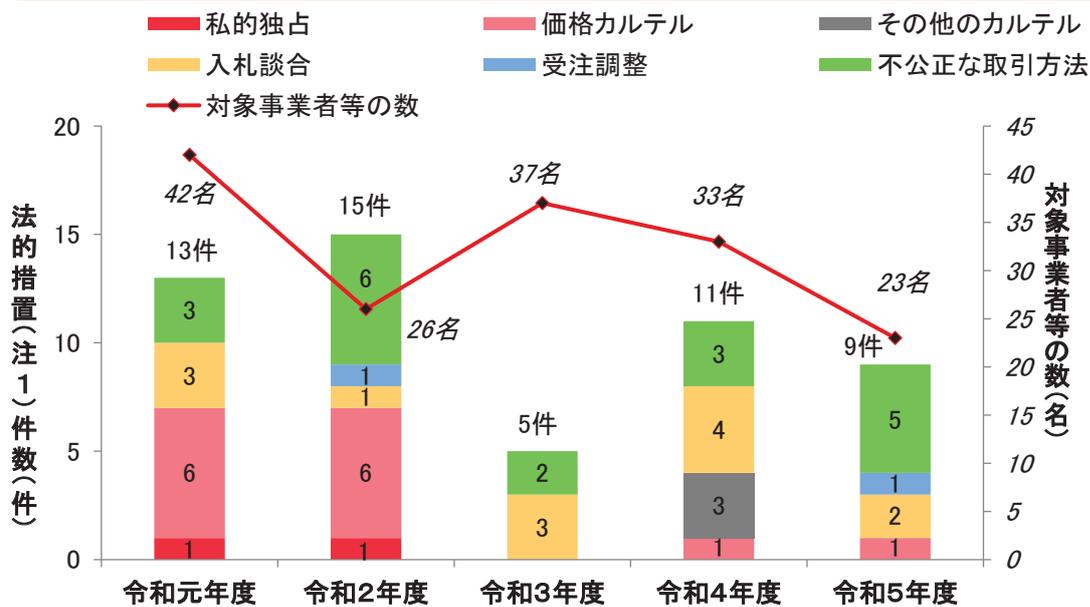
年 度		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	
審査 件数	前年度からの繰越し	23	18	10	13	17	
	年度内新規着手	76	83	103	103	135	
	合 計	99	101	113	116	152	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等の数	11	9	3	8	4
		確約計画の認定 対象事業者の数	40	20	34	29	18
		確約計画の認定 対象事業者の数	2	6	2	3	5
		対象事業者の数	2	6	3	4	5
	そ 他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	2	0	0	0	3
		注 意	57	73	92	83	94
		打 切 り	9	3	3	5	25
		小 計	68	76	95	88	122
	合 計	81	91	100	99	131	
次年度への繰越し		18	10	13	17	21	
付 命 令 課 徴 金 納	対象事業者数	37	4	31	21	16	
	課徴金額（円）	692億7560万	43億2923万	21億8026万	1019億8909万	2億2340万	
告 発		0	1	0	1	0	

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	235	136	244	192	317

第2図 法的措置（注1）件数等の推移



行為類型（注2）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私的独占	1	1	0	0	0
価格カルテル	6	6	0	1	1
その他のカルテル（注3）	0	0	0	3	0
入札談合	3	1	3	4	2
受注調整	0	1	0	0	1
不正な取引方法	3	6	2	3	5
合計	13	15	5	11	9

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

令和5年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル4件、受注調整2件、入札談合4件、不正な取引方法117件となっている（第2表参照）。法的措置は9件であり、この内訳は、価格カルテル1件、受注調整1件、入札談合2件、不正な取引方法5件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和5年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル		1	0	0	1	2	0	4
	受注調整		1	0	0	1	0	0	2
	入札談合		2	0	0	0	2	0	4
	小計		4	0	0	2	4	0	10
不公正な取引方法（注2）	再販売価格の拘束		0	0	0	0	5	0	5
	その他の拘束・排他条件付取引		0	3	0	0	5	0	8
	取引妨害		0	0	0	0	3	0	3
	優越的地位の濫用		0	2	0	0	68	24	94
	不当廉売		0	0	0	1	4	1	6
	その他		0	0	0	0	1	0	1
	小計		0	5	0	1	86	25	117
その他（注3）			0	0	0	0	4	0	4
合計			4	5	0	3	94	25	131

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
私的独占			1	1	0	0	0	2
不当な取引制限	価格カルテル		6	6	0	1	1	14
	その他のカルテル（注3）		0	0	0	3	0	3
	入札談合		3	1	3	4	2	13
	受注調整		0	1	0	0	1	2
	小計		9	8	3	8	4	32
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		2	0	0	1	0	3
	その他の拘束・排他条件付取引		1	3	1	1	3	9
	取引妨害		0	0	1	1	0	2
	優越的地位の濫用		0	3	0	0	2	5
	その他		0	0	0	0	0	0
	小計		3	6	2	3	5	19
合計			13	15	5	11	9	53

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和5年度においては、延べ16名に対し総額2億2340万円の課徴金納付命令を行った。

第4表 課徴金額等の推移

年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
課徴金納付命令					
課徴金額（億円）	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数（名）	37	4	31	21	16

（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

(2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和5年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、156件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,573件）。

また、令和5年度においては、4事件延べ13名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。このうち、4事件計9名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyo>）

[u/index.html](#)) に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

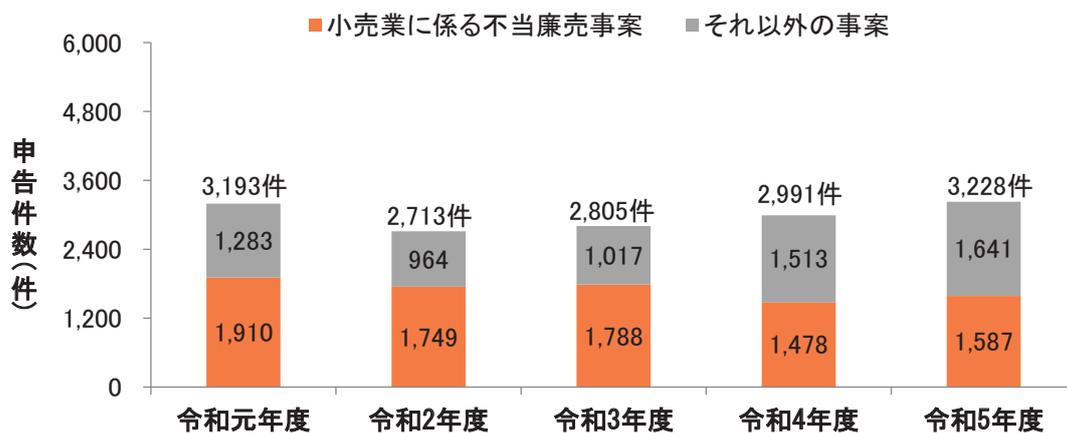
3 申告等

令和5年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,228件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（同法第45条第3項）、令和5年度においては、3,005件の通知を行った。

また、当委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和5年度においては、前記令和5年度の申告件数のうち同システムを利用した申告が1,202件であった。

さらに、当委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和5年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 事業者団体等への申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れ等を行っている。令和5年度においては、以下のとおり情報提供を行った。

- (1) 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供（令和6年3月4日）（事件詳細については後記第2 **1** (2)及び第3 **1** 第8表参照）

公正取引委員会は、本件審査において認められた以下の事実等について、都市ガス及び電気市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

ア 後記第2 **1** (2)イのとおり、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び東邦瓦斯(株)により、特定大口都市ガスについて独占禁止法違反行為が行われ、中部電力ミライズ(株)に対し排除措置命令を行ったこと。

イ 後記第3 **1** 第8表一連番号2のとおり、東邦瓦斯(株)の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス等の取引及び中部電力(株)の電気供給区域におけるFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取取引について、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われ、警告を行ったこと。

ウ 後記第2 **1** (2)イのとおり、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び東邦瓦斯(株)の間で、かねてから、都市ガス及び電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等に関する情報交換が行われていたこと。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和5年度においては、調査の結果、9件の異議申立てについて理由がなかった等として却下している。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

令和5年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第5表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして棄却している。

第5表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 処理結果	供述聴取時の手続・説明事項に関するもの (審査手続指針第2の2(2))	威迫・強要など審査官等の言動に関するもの (審査手続指針第2の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間に関するもの (審査手続指針第2の2(4))	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの (審査手続指針第2の2(5))	合計
処理件数	0	1	0	0	1
却下したもの	0	0	0	0	0
棄却したもの	0	1	0	0	1
必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、同規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和5年度においては、判別手続の求めはなかった。

第6-1表 令和5年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数(注)	違反法条	排除措置 命令年月日
1	5 (措) 5	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	8626万円 (1431万円 ～207万円)	13	第3条後段	5.9.28
2	6 (措) 1	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2678万円 (1933万円 ～745万円)	2	第3条後段	6.3.4
3	6 (措) 2	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1640万円 (856万円 ～784万円)	3	第3条後段	6.3.14
4	6 (措) 3	木工用ドリルの製造販売業者に対する件	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	9396万円 (8572万円 ～824万円)	2	第3条後段	6.3.28
合計				2億2340万円	20		

(注) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第6-2表 令和5年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	法的措置対象事業者の数	関係法条	確約計画の認定年月日
1	5 (認) 1	㈱ダイコクに対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>	1	第19条（2条9項5号）	5.4.6

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
2	5 (認) 2	福岡有明海漁業 協同組合連合会 に対する件	<p>公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。</p>	1	第19条（一般指定11項又は12項）	5.6.27
3	5 (認) 3	TOHOシネマ ズ㈱に対する件	<p>公正取引委員会は、TOHOシネマズ㈱（以下「TOHOシネマズ」という。）に対し、TOHOシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、TOHOシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>TOHOシネマズは、遅くとも平成28年11月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。</p> <p>(1) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は</p> <p>ア 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でTOHOシネマズを最初のオファーの相手方とする</p> <p>イ 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、TOHOシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、TOHOシネマズに対して当該地域に所在するTOHOシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。</p> <p>(2) TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。</p>	1	第19条（一般指定12項）	5.10.3

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
4	6 (認) 1	㈱ I B J に対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ I B J（以下「I B J」という。）に対し、I B Jの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、I B Jから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>I B Jは、I B J連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「TMS連盟」という。）、日本仲人連盟（以下「NNR」という。）、又は日本成婚ネット（以下「JMN」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。</p> <p>(1)ア 令和3年9月頃、東海地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟から退会するよう要請し、TMS連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟から退会するようにさせている。</p> <p>イ 令和4年2月頃、TMS連盟又はNNRとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するNNRとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟及びNNRから退会するよう要請し、TMS連盟及びNNRから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年5月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟及びNNRから退会するようにさせている。</p> <p>ウ 令和4年9月頃、TMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟、NNR及びJMNから退会するよう要請し、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。</p> <p>(2) 令和4年11月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているTMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年12月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。</p>	1	第19条（一般指定12項）	6.1.22

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
5	6 (認) 2	㈱東京インテリア家具に対する件	<p>公正取引委員会は、㈱東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>	1	第19条（2条9項5号）	6.1.25
合計				5		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
4年度	21	1019億8909万円
5年度	16	2億2340万円
合計	8,936	5772億4683万円

- (注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。
- (注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
- (注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、
- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。
- (注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
- (注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。
- また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、上記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。
- (注9) 日本トイザラス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円）のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注11) NTN㈱に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令（平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円）のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
- (注12) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令（平成25年7月11日、課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。
- (注13) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令（平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注14) レンゴー㈱ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）（平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円）のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・福野段ボール工業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額1078万円）のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）（平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円）のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・北海道森紙業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6640万円）のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・浅野段ボール㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額2990万円）のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注15) レンゴー㈱ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
 - ・レンゴー㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・㈱トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注16) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。)

第2 法的措置等

令和5年度においては、9件について法的措置（排除措置命令4件、確約計画の認定5件）を採った。排除措置命令4件の違反法条をみると、いずれも独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反となっている。また、確約計画の認定5件の関係法条をみると、いずれも同法第19条（不公正な取引方法の禁止）となっている。

これら9件の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令

- (1) 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件（令和5年（措）第5号）
（令和5年9月28日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	木本工業㈱	高知市鷹匠町一丁目2番51号	代表取締役 木本 善章	○	1431万円
2	㈱ジオテック	高知市南御座2番22号	代表取締役 武智 俊雄	○	1383万円
3	興和技建㈱	高知市小津町7番1号	代表取締役 久保田 一水	○	1021万円
4	㈱種田工務	高知市農人町2番3号	代表取締役 酒井 晋	○	1010万円
5	㈱地研	高知市円行寺25番地	代表取締役 中根 久幸	○	970万円
6	㈱四国トライ	高知市南川添17番21号	代表取締役 松尾 俊明	○	921万円
7	長崎テクノ㈱	高知市若松町1705番地	代表取締役 長崎 正和	○	899万円
8	構営技術コンサル タント㈱	高知市本宮町105番地23	代表取締役 水野 隆之	○	516万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
9	(有)ムクタ工業	高知県長岡郡大豊町津家24番地12	代表取締役 椋田 新也	○	268万円
10	(株)第一コンサルタンツ	高知市介良甲828番地1	代表取締役 右城 猛	○	207万円
11	(有)草苅地工	高知県吾川郡仁淀川町長者丙1932番地1	代表取締役 梶屋 慶男	○	—
12	(株)高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2番3号	代表取締役 田中 朱美	○	—
13	西部ボーリング工業こと北岡智恵子	高知県四万十市具同7361番地23		○	—
14	(株)相愛	高知市重倉266番2号	代表取締役 永野 敬典	—	—
合計				13名	8626万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

14名は、遅くとも平成29年4月3日以降、高知県発注の特定地質調査業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 指名業者（注3）のうち、指名を受けた旨の連絡を幹事会社（注4）に行った者の中から受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a 発注された業務の予定価格（注5）を、予定価格等に応じてあらかじめ定めた区分に当てはめ、指名業者のうち、当該区分において指名を受けた回数を基にあらかじめ定めた一定の算定方式により算出した点数が最も多い者を受注予定者とする

b 予定価格が一定の金額に満たないなど前記 a であらかじめ定めた区分に該当しない業務にあつては、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名のときはその者を受注予定者とし、受注希望者が複数名のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

c (a) 高知県に対し、提案書・見積書等を提出して設計協力を行い、協力した内容が業務の設計書において採用された者（以下「設計協力者」という。）がいる場合は、前記 a 及び b によらず、設計協力者が1名のときはその者を受注予定者とし、設計協力者が複数名のときは設計協力者間の話し合いにより受注予定者を決定する

(b) 過去に発注された業務との継続性があり、当該過去に発注された業務を受注した者がいる場合は、前記 a 及び b によらず、その者を受注予定者とする

d 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が

その定めた価格で受注できるように協力する
 などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、14名は、公共の利益に反して、高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和5年9月28日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3)「指名業者」とは、14名のうち、高知県から指名競争入札の参加者として指名を受けた者をいう。

(注4)「幹事会社」とは、発注業務を行う土木事務所等の高知県の出先機関ごとに設けられ、高知県発注の特定地質調査業務に関して、14名のうち、自らを含む14名についての指名状況を取りまとめるなどしていた会社をいう。

(注5) 予定価格が事前に公表されていない場合は、幹事会社等が推測して算出した価格をいう。

(詳細については令和5年9月28日報道発表資料「高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928_jiken.html



(2) 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件（令和6年（措）第1号）（令和6年3月4日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	中部電力(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	—	1933万円
2	中部電力ミライズ(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○	745万円
3	東邦瓦斯(株)	名古屋市熱田区桜田町19番18号	代表取締役 増田 信之	—	—
合計				1社	2678万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

中部電力(株)（令和2年4月1日の吸収分割の後には中部電力ミライズ(株)（注3）。中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)の2社を以下「中部電力2社」という。）及び東邦瓦斯(株)（以下「東邦瓦斯」という。）は、かねてから、大口都市ガスの小売供

給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換を行い、競合する大口都市ガスのうちお互いの受注意欲を勘案して受注に関する調整の対象を選定し、受注に関する調整を行ってきたところ、遅くとも平成28年11月25日以降、特定大口都市ガスについて、各社の都市ガスの総供給量の確保及び受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(i) a 話し合いにより、受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、自社が提示する都市ガス料金の水準又は見積り合わせ等に参加しない旨を受注予定者に伝える

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、中部電力2社及び東邦瓦斯は、公共の利益に反して、特定大口都市ガスの取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月4日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3) 中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力㈱から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力㈱は、同日以降、同事業を営んでいない。

(詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304_daisan.html



(3) 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件（令和6年（措）第2号）（令和6年3月14日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本紙通商㈱	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	代表取締役 吉田 太	○	856万円
2	国際紙パルプ商事㈱	東京都中央区明石町6番24号	代表取締役 栗原 正	○	—
3	KPPグループホールディングス㈱	東京都中央区明石町6番24号	代表取締役 栗原 正	—	784万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
4	日本紙パルプ商事(株)	東京都中央区勝どき三丁目12番1号 フォアフロントタワー	代表取締役 渡邊 昭彦	—	—
合計				2社	1640万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

日本紙通商(株) (以下「日本紙通商」という。)、国際紙パルプ商事(株) (以下「国際紙パルプ商事」という。)、K P Pグループホールディングス(株) (以下「K P Pグループホールディングス」という。)及び日本紙パルプ商事(株) (以下「日本紙パルプ商事」という。)の4社 (以下「4社」という。)は、遅くとも平成29年6月5日以降 (K P Pグループホールディングスにあっては令和4年9月30日までの間、国際紙パルプ商事にあっては同年10月1日以降)、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、自社の利益の確保を図るため

(7) a 受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a あらかじめ定められた順番により受注予定者を決定する

b 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格で受注できるよう、受注予定者が定めた価格を上回る入札価格を提示して協力する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社 (注3) は、公共の利益に反して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月14日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3) 令和4年10月1日にK P Pグループホールディングス (旧・国際紙パルプ商事) から国際紙パルプ商事に事業の承継が行われたため、令和4年9月30日までの間は、日本紙通商、K P Pグループホールディングス (旧・国際紙パルプ商事) 及び日本紙パルプ商事の3社が、同年10月1日以降は、日本紙通商、国際紙パルプ商事及び日本紙パルプ商事の3社が、違反行為を行っていた。

(詳細については令和6年3月14日報道発表資料「独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240314_daigo.html



(4) 木工用ドリルの製造販売業者に対する件（令和6年（措）第3号）（令和6年3月28日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱スターエム	兵庫県三木市別所町東這田722番地の47	代表取締役 小林 富記子	○	8572万円
2	大西工業㈱	兵庫県加古川市神野町西条790番地の1	代表取締役 大西 富昭	○	824万円
合計				2社	9396万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

(7) ㈱スターエム（以下「スターエム」という。）及び大西工業㈱（以下「大西工業」という。）の2社（以下「2社」という。）は、木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和元年9月26日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあつては令和2年4月1日受注分から、大西工業にあつては同年6月1日受注分から、特定木工用ドリル（注2）の仕切価格（注3）を現行価格から12パーセントを目途に引き上げることを合意した。

(4) 2社は、その後も木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が引き続き上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年10月7日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあつては令和5年4月1日受注分から、大西工業にあつては遅くとも同年6月1日受注分から、特定木工用ドリルの仕切価格を現行価格から10パーセントを目途に引き上げることを合意した。

これにより、2社は、公共の利益に反して、特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月28日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注2) 「特定木工用ドリル」とは、木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品及び大西工業が製造販売する18商品であつて、2社のそれぞれの価格表（2社がそれぞれ特定木工用ドリルの販売業者向けに作成する、木工用ドリルの仕切価格を掲載する表をいう。）におい

て仕切価格が掲載されているもの（複数の商品を組み合わせて販売されているものを除く。）をいう。

（注3）「仕切価格」とは、2社がそれぞれ定める、木工用ドリルの種類及びサイズごとの特定木工用ドリルの販売業者向けの販売価格をいう。

（詳細については令和6年3月28日報道発表資料「木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240328_kinki_shinsa.html



2 確約計画の認定

(1) (株)ダイコクに対する件（令和5年（認）第1号）（令和5年4月6日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)ダイコク	大阪市中央区道頓堀二丁目2番1号	代表取締役 新川 友寛

イ 概要

公正取引委員会は、(株)ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

⑦ 返品

①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。

⑧ 従業員等の派遣の要請

a 閉店等の際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係

る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

- b 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(詳細については令和5年4月6日報道発表資料「㈱ダイコクから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230406dai2.html>



(2) 福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件（令和5年（認）第2号）（令和5年6月27日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	代表理事 西田 晴征

イ 概要

公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。

- (7) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (8) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。

- (7) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (8) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。

（詳細については令和5年6月27日報道発表資料「福岡有明海漁業協同組合連合会から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/20230627dai4.html>



(3) TOHOシネマズ(株)に対する件（令和5年（認）第3号）（令和5年10月3日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
TOHOシネマズ(株)	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	代表取締役 池田 隆之

イ 概要

公正取引委員会は、TOHOシネマズ(株)（以下「TOHOシネマズ」という。）に対し、TOHOシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、TOHOシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

TOHOシネマズは、遅くとも平成28年11月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。

- (7) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は
- a 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でTOHOシネマズを最初のオファーの相手方とする

- b 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、TOHOシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、TOHOシネマズに対して当該地域に所在するTOHOシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。
- (ii) TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。

（詳細については令和5年10月3日報道発表資料「TOHOシネマズ(株)から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/20231003.html>



(4) (株)IBJに対する件（令和6年（認）第1号）（令和6年1月22日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)IBJ	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号	代表取締役 石坂 茂

イ 概要

公正取引委員会は、(株)IBJ（以下「IBJ」という。）に対し、IBJの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、IBJから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

IBJは、IBJ連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「TMS連盟」という。）、日本仲人連盟（以下「NNR」という。）又は日本成婚ネット（以下「JMN」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。

- (i) a 令和3年9月頃、東海地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟から退会するよう要請し、TMS

連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟から退会するようにさせている。

- b 令和4年2月頃、TMS連盟又はNNRとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するNNRとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟及びNNRから退会するよう要請し、TMS連盟及びNNRから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年5月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟及びNNRから退会するようにさせている。
- c 令和4年9月頃、TMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟、NNR及びJMNから退会するよう要請し、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。
- ㊦ 令和4年11月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているTMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年12月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。

(詳細については令和6年1月22日報道発表資料「(株)IBJから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122_3jyou_IBJ.html



(5) (株)東京インテリア家具に対する件（令和6年（認）第2号）（令和6年1月25日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)東京インテリア家具	東京都荒川区荒川四丁目32番5号	代表取締役 利根川 隆弘

イ 概要

公正取引委員会は、(株)東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

- (ア) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。
- (イ) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。
- (ウ) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。

（詳細については令和6年1月25日報道発表資料「(株)東京インテリア家具から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240125_dai1.html



3 第三者からの情報・意見募集

(1) Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について（令和5年10月23日）

ア 概要

公正取引委員会は、Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始し、また、第三者からの情報・意見を受け付けることを公表した。

イ 違反被疑行為の概要

Google LLCらは

(7) Android 端末メーカーとの間で、当該端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリケーションストア等の搭載を許諾するに当たり、「Google Search」と称する検索アプリケーション、「Google Chrome」と称するブラウザアプリケーション等自己のアプリケーションを併せて搭載させ、搭載する際の当該アプリケーションのアイコン等の端末画面上の配置場所を指定する内容の許諾契約を締結すること

(4) Android 端末メーカーらとの間で、自己と競争関係にある事業者の検索アプリケーションを搭載しないこと等を条件に、自己が検索連動型広告サービスから得た収益を分配する内容の契約を締結すること

により、自己と競争関係にある事業者の事業活動を排除し、又は取引先事業者の事業活動を制限している疑いがある。

（詳細については令和5年10月23日報道発表資料「Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023ikenboshu.html>



第3 その他の事件処理

1 警告

令和5年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第8表 令和5年度警告事件一覧表

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
1	三愛リテールサービス㈱に対する件	<p>三愛リテールサービス㈱は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。</p> <p>(詳細については令和5年5月17日報道発表資料「茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について」を参照のこと。)</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/20230517kanshi.html</p> 	5. 5. 17
2	<p>中部電力ミライズ㈱及び東邦瓦斯㈱に対する件</p> <p>【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】</p>	<p>中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱（注1））及び東邦瓦斯㈱（以下「東邦瓦斯」という。）は、①東邦瓦斯的都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る料金について話し合いを行い、その際、中部電力㈱（以下「中部電力」という。）が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるFIT制度（注2）による電気の買取期間満了後の電気の買取価格について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。</p> <p>（注1）中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。</p> <p>（注2）再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。</p> <p>(詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html</p> 	6. 3. 4

一連番号	件名	内容	公表年月日
3	中部電力ミライズ㈱及び㈱シーエナジーに対する件 【LNGの供給】	<p>中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱（注））及び㈱シーエナジー並びに東邦瓦斯㈱は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。</p> <p>（注）中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力㈱（以下「中部電力」という。）から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。</p> <p>（詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。）</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html</p> 	6.3.4

2 注意

令和5年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第9表 令和5年度注意・公表事件一覧

一連番号	件名	内容	公表年月日
1	みずほ証券㈱に対する件	<p>みずほ証券㈱は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。</p> <p>（詳細については令和5年4月13日報道発表資料「みずほ証券㈱に対する注意について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/info-ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230413dai2.html</p> 	5.4.13

一連番号	件名	内容	公表年月日
2	㈱ロジックに対する件	<p>㈱ロジックは、競争事業者からの介護サービス事業で使用されるソフトウェア間のシステム連携の要請に対して、システム連携の条件として競争事業者のソフトの販売の制限ととられかねない内容を提示するなど、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。</p> <p>（詳細については令和5年12月20日報道発表資料「㈱ロジックに対する注意について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/20231220dai1.html</p> 	5. 12. 20

3 自発的な措置に関する公表

令和5年度において、事業者から自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表したものは、次のとおりである。

第10表 令和5年度自発的な措置に関する公表事案一覧

件名	内容	公表年月日
オーケー㈱による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について	<p>公正取引委員会は、オーケー㈱（以下「オーケー」という。）が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填（注）の要請を行っているとの情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、オーケーに資料を求めるなどしたところ、オーケーから、自発的に競合店対抗値下げ補填自体を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。</p> <p>（注）オーケーが、競合店の販売価格に対抗して、自社の店舗における販売価格を競合店と同額まで引き下げて販売した場合に、そのときの差額分の全部又は一部を納入業者の負担とすること。</p> <p>（詳細については令和5年8月10日報道発表資料「オーケー㈱による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/aug/20230810dai2.html</p> 	5. 8. 10

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和5年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。